

# 令和4年度 大阪府障がい児等療育支援事業 全体研修

「今後の障がい児支援の在り方について」

障害児支援の動向と課題  
-障害児通所支援の在り方検討会を中心に-

柏女 霊峰 (淑徳大学 総合福祉学部)

# 自己紹介

- 柏女 霊峰 (かしわめ れいほう)
- 昭和27年生。
- 大学時代、学童キャンプ、学童指導員、児童養護施設ボランティアに夢中になり、教育心理学科卒業後、児童相談所、厚生省(現厚生労働省)に心理判定員、技官など専門職として勤務。41歳で大学教員に転職。
- 行政機関での臨床業務と政策立案の両方に携わった経緯から制度(マクロ)と個別臨床実践(ミクロ)をつなぐことに関心を持ち、各分野の審議会への参画や指針・ガイドラインの作成などに携わってきた。その間、自治体顧問・専門委員、社会福祉法人理事長や株式会社社外取締役などを務め、メゾレベルの理解を深めつつ現在に至る。社会福祉分野におけるマクロ、メゾ、ミクロの円環的進展のありようを、子ども家庭福祉供給体制の在り方研究をベースに明らかにすることを目指している。
- 現在、淑徳大学総合福祉学部教授・同大学院教授。臨床心理士。浦安市専門委員、JPホールディングス社外取締役、社会福祉法人興望館元理事長・理事、江戸川総合人生大学介護・健康学科長(非常勤)など。
- 近著：『これからの子ども・子育て支援を考えるー共生社会の創出をめざして』ミネルヴァ書房,2017,『混迷する保育政策を解きほぐす』明石書店2019,『平成期の子ども家庭福祉ー政策立案の内側からの証言』生活書院,2019,『子ども家庭福祉学序説ー実践論からのアプローチ』誠信書房,2019『子ども家庭福祉分野における地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版,2020(編著),『子育て支援・保護者支援』萌文書林,2021
- 連絡先:E-mail: [kasiwame@soc.shukutoku.ac.jp](mailto:kasiwame@soc.shukutoku.ac.jp)

# 目次

1. 子ども家庭福祉をめぐる動向
  - ・ こども家庭庁設置法
  - ・ 改正児童福祉法
  - ・ 保育所
  - ・ 保育士あり方検討会報告
2. 障害児支援の動向
3. 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書の概要
4. 障害児通所支援の今後の在り方について

## 趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

### 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

### 3. こども家庭庁の所掌事務

#### (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
  - ・ 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
  - ・ こどもの保育及び養護
  - ・ こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
  - ・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
  - ・ こどもこどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
  - ・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
  - ・ こどもの保健の向上
  - ・ こどもの虐待の防止
  - ・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
  - ・ こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- 等

#### (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・ こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・ 子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

### 4. 資料の提出要求等

- ・ こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

### 5. 審議会等及び特別の機関

- ・ こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

### 6. 施行期日等

- ・ 令和5年4月1日
- ・ 政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

## 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

## 概要

### 1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等）

### 2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する  
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

### 3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

### 4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

# こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について 令和3年12月21日閣議決定)

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

## 強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管  
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

## 体制と主な事務

### 企画立案 総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

### 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障  
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示)など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

### 支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

## 施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

# こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し

○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設

## 今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども、家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政 P D C A サイクル(評価・改善)

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進**
- ◆ 家庭が基盤 親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる **子育て当事者の意見を政策に反映**
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供**
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、**幸せな状態(Well-being)で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む
- ◆ 全てのこどもが施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのSOS 保護者自身にも支援が必要**
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援 **18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。**
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実**
- ◆ SNSを活用した**プッシュ型の情報発信の充実**
- ◆ 様々な**データや統計**を活用するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し**、個人情報を取り扱う場合にあつてはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

## こども家庭庁の基本姿勢

- ①こどもの視点、子育て当事者の視点  
こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ②地方自治体との連携強化  
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働  
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

## 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む



## 体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用

### 企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
  - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
  - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
  - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
  - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

### 成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
  - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
  - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
  - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
  - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
  - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等）

### 支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
  - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
  - ・ 児童虐待防止対策の強化
  - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携） 等
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

## スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期（令和5年4月1日）に創設次期常会に法案提出
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施

## こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討

# こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制  
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策 担当大臣

こども家庭庁

こども政策に関わる各府省大臣

## 司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
  - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
  - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
  - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
  - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
  - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

## 各府省から移管される事務

- <内閣府>
  - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
  - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
  - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
  - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
  - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

## 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上 共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

## 文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興  
(制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

## 厚生労働省

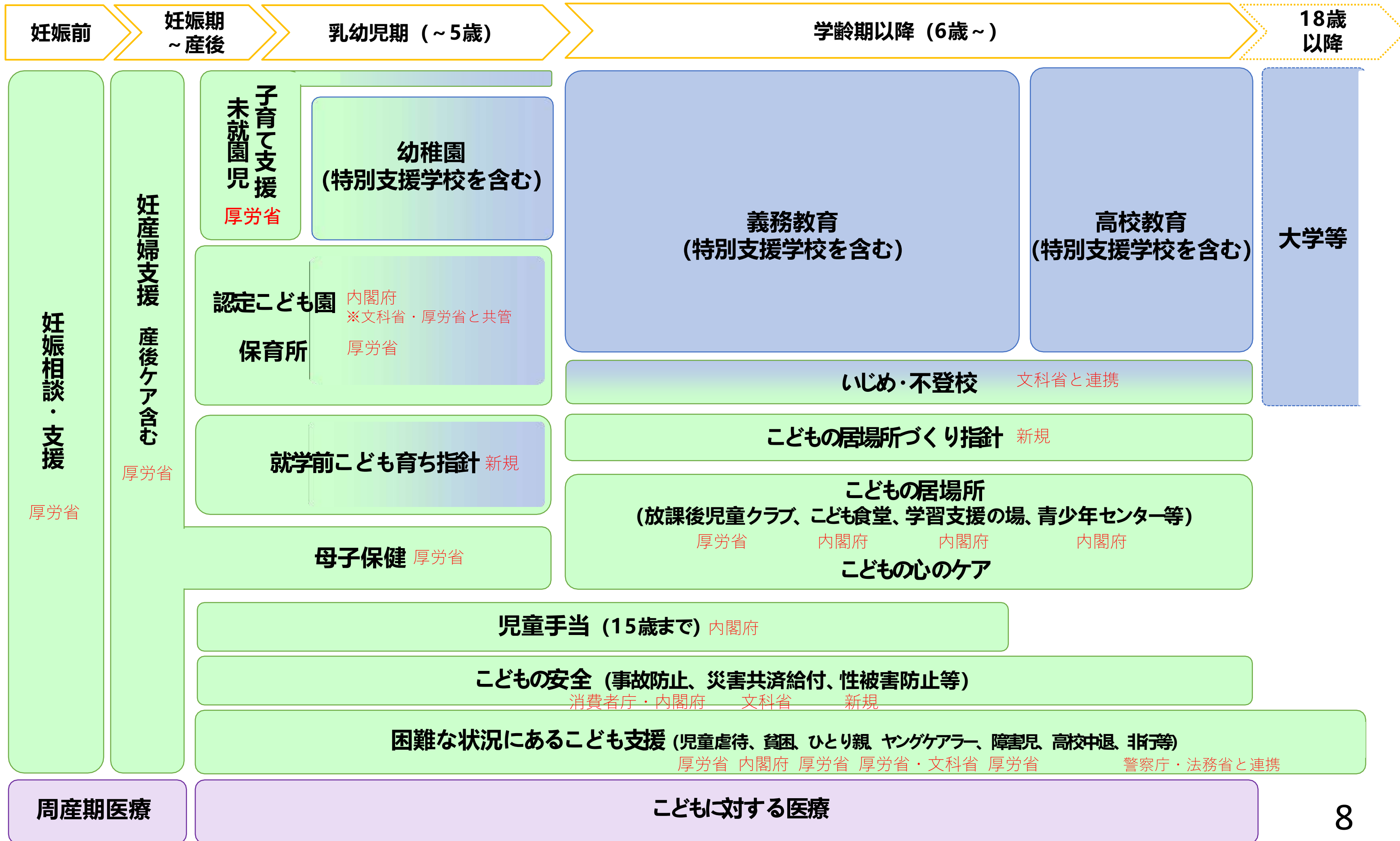
- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

## その他の府省

# こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現(プッシュ型情報発信、伴走型支援)

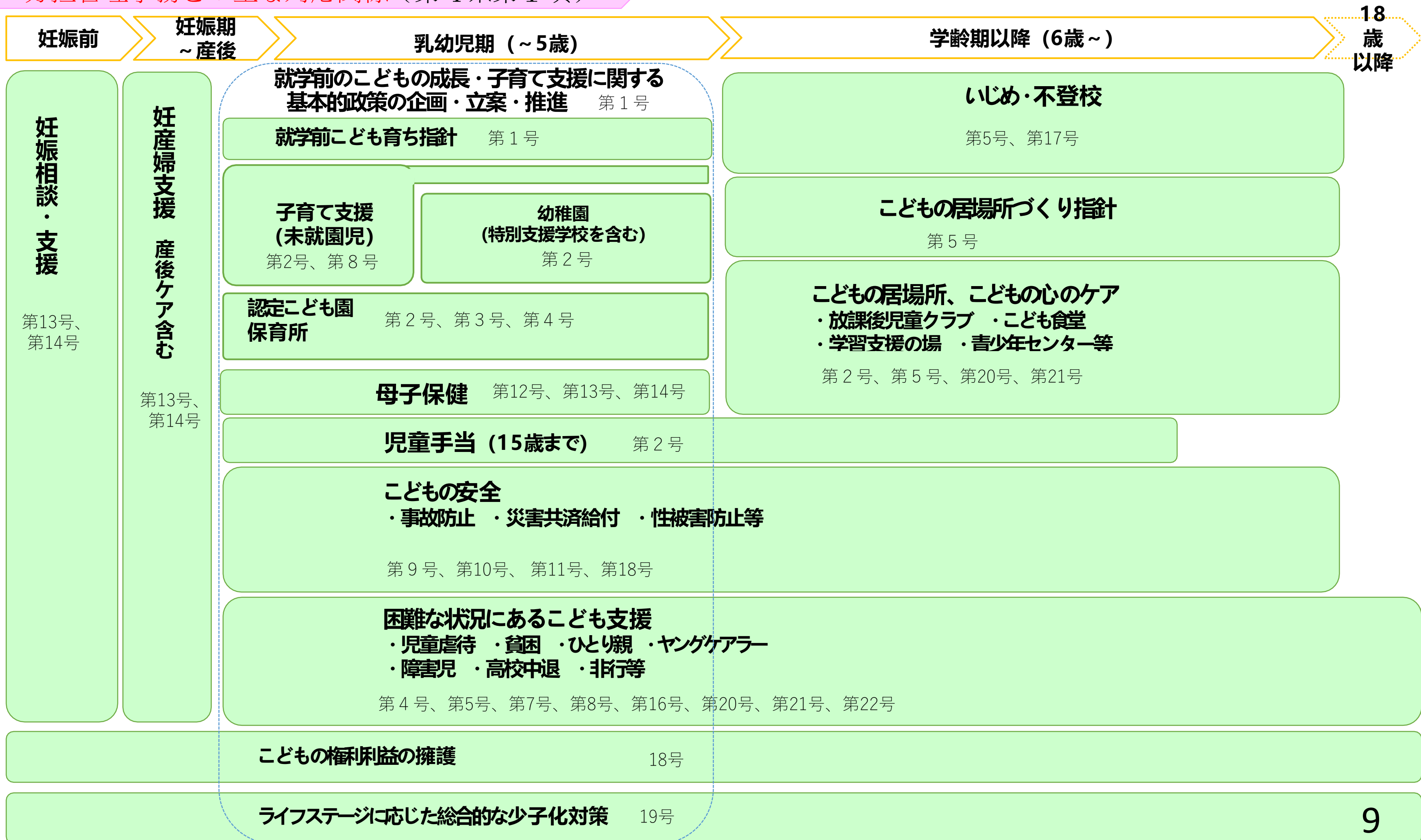


# こども家庭庁の事務のイメージ

## 任務

- こども及びこどものある家庭の福祉の増進
- こども及びこどものある家庭の保健の向上
- その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援
- こどもの権利利益の擁護

## 分担管理事務との主な対応関係（第4条第1項）



# こども家庭庁設置法に基づき置かれる機関

## こども家庭庁

### 【審議会】

こども家庭審議会

旧優生保護法一時金認定審査会

### 【特別の機関（閣僚会議）】

少子化社会対策会議

子ども・若者育成支援推進本部

子どもの貧困対策会議

## 厚生労働省

### 【審議会等】

- ・ 成育医療等協議会
- ・ 社会保障審議会福祉文化分科会  
児童部会及び障害者部会  
（こどもに関する事務に限る）
- ・ 厚生科学審議会  
（こどもに関する事務に限る）
- ・ 旧優生保護法一時金認定審査会

## 内閣府

### 【審議会等】

- ・ 子ども・子育て会議

### 【特別の機関】

- ・ 少子化社会対策会議
- ・ 子ども・若者育成支援推進本部
- ・ 子どもの貧困対策会議

移管・機能を統合

移管

移管・機能を  
統合

移管

# 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

# 児童発達支援センターの役割・機能の強化

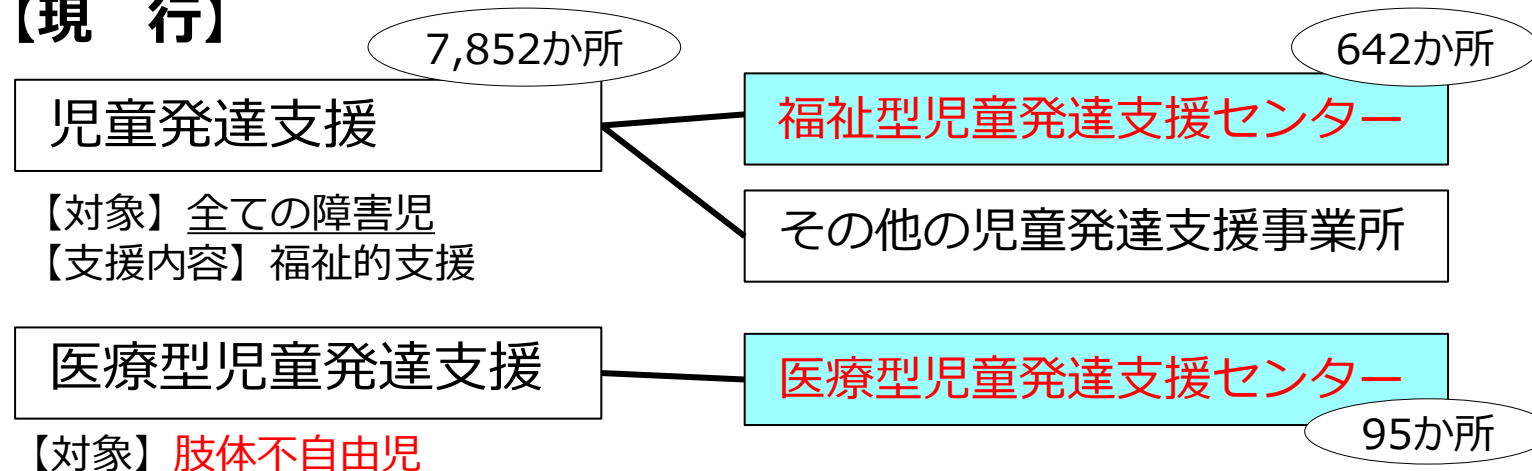
## <制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

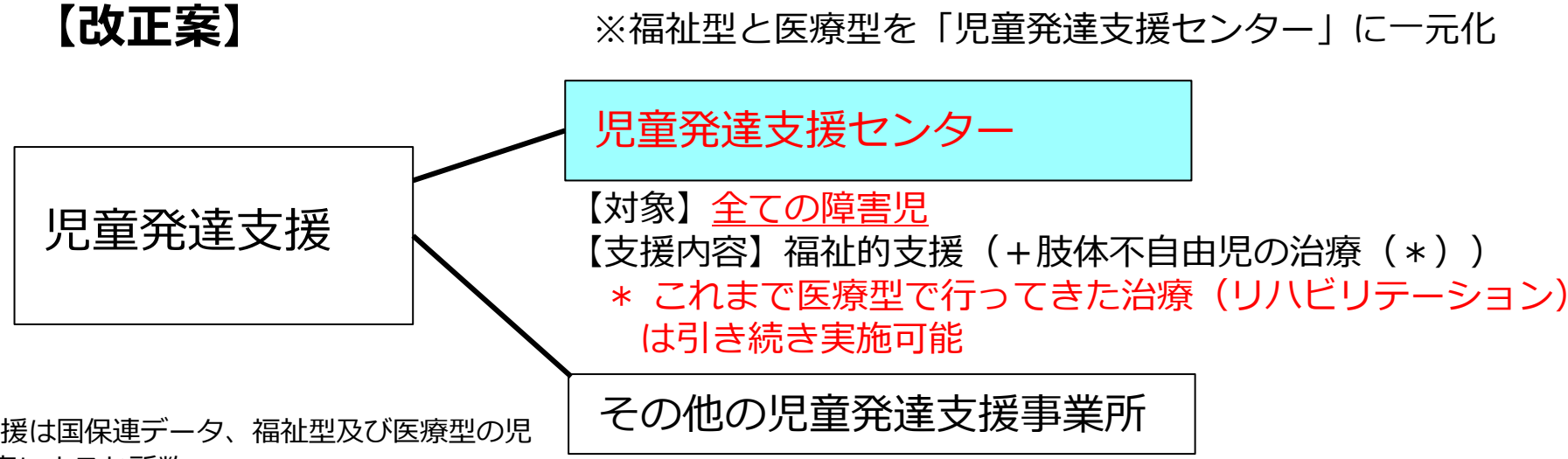
## <改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。  
    <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
  - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
  - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
  - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。  
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

## 【現 行】



## 【改正案】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

# 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築

## <制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



## <改正案の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

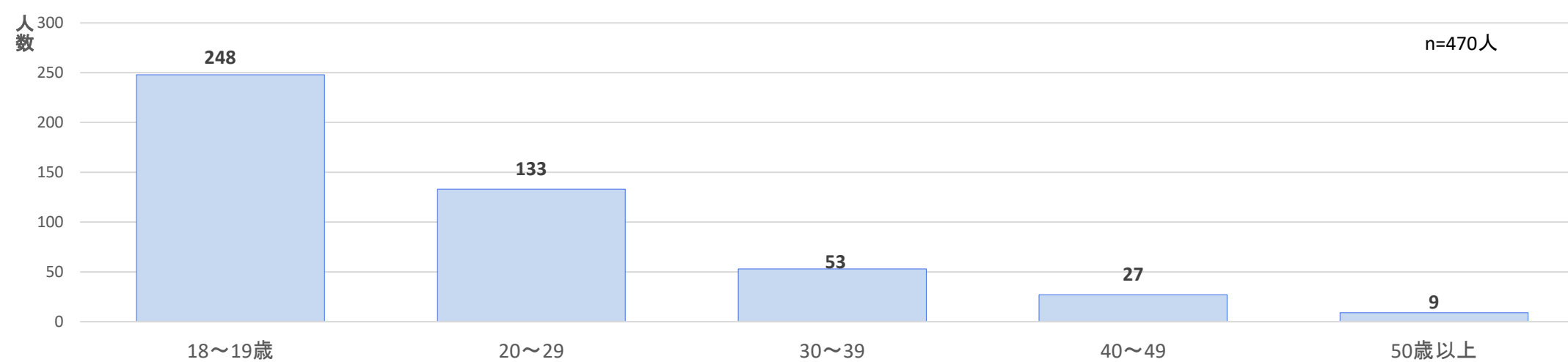
### <都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。



# 「障害児入所施設運営指針」の概要

- 令和2年2月にとりまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書において「質の保障の観点より運営指針の作成及びそれに沿った運営、支援が行われる必要性がある」と提言された。
- 提言を受け、障害児入所施設の支援の質の担保・向上に資することを目的として、厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害児入所施設運営指針（案）」を作成し、令和3年9月に発出した。

## 構成員

座長：柏女 霊峰（淑徳大学教授）、副座長：田村 和宏（立命館大学教授）

相澤 仁（大分大学教授）、有村 大士（日本社会事業大学准教授）、石井 光子（千葉リハビリテーションセンター愛育園園長）、石橋 吉章（全国肢体不自由児者父母の会連合会副会長）、市川 宏伸（日本自閉症協会会長）、菊池 紀彦（三重大学教授）、北川 聡子（日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会副会長）、小出 隆司（全国手をつなぐ育成会連合会副会長）、小崎 慶介（全国肢体不自由児施設運営協議会会長）、水津 正紀（全国重症心身障害児（者）を守る会副会長）、濱崎 久美子（全国盲ろう難聴児施設協議会事務局長）、原口 英之（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・予防精神医学研究部科研費研究員）、宮野前 健（国立病院機構南京都病院名誉院長）、米山 明（全国心身障害児福祉財団理事）（敬称略）

## 第1章 総則

- 指針の作成目的や、障害児支援全般の基本理念と原理、および福祉型・医療型障害児入所施設の共通事項として、その社会的役割、支援に関する事項について記載

1. 運営指針の目的
2. 障害児支援の基本理念と原理
3. 障害児入所施設の社会的役割
4. 障害児入所施設の入所対象
5. 子どもへの養育・支援および家族支援に関する基本事項

## 第2・3章 福祉型・医療型障害児入所施設に求められる支援内容

- 福祉型・医療型障害児入所施設で求められる入所児への直接的な養育・支援や家族・地域へのかかわり、職員への質向上に関する取り組み等を記載

1. 発達支援・自立支援機能に関する考え方
2. 地域支援・社会的養護機能に関する考え方
3. 職員の質向上等に関して行うべき取組

## 第4章 施設運営・組織管理に関する基本事項

- 入所児や家族、地域への直接的な支援以外で、施設または組織管理・運営に関して基本となる事項を記載

### ○主な記載事項

1. 子どもの意見の尊重と参画
  2. 組織運営における理念の明文化と周知
  3. 中長期的な事業計画（ビジョン）の策定と周知
  8. 施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止
  15. 地域交流の実践
- 等

## 第5章 支援の質の向上に向けた取組の工夫

- さらなる支援の質の向上に向けて検討する意義があると思われる項目を記載

1. 小規模グループケアの設置の促進
2. 福祉型においては小規模グループケアのサテライト型の検討
3. 高機能な福祉機器、ICT機器・システム等の積極的な活用等
4. 地域の里親支援機能が十分でない場合の、フォスターリング機能への支援
5. 限りある地域資源し、様々な課題への対応できる環境の整備

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等の配置

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 【概要】 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書

(令和3年8月)

## ＜検討の経緯＞

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有する。(※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児。)
- 一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。  
平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、**移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況。**
- このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられないよう、**累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続。**

⇒ **児者混在等により、それぞれに相応しい環境（子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等）が確保されない状況を解決するため、令和3年1月より検討を実施。**

## ＜基本的考え方＞

- **都道府県(政令市)のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図る。**
- その際は、**障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かになってはならない点等に留意。**

## 1. 都道府県による新たな移行調整の枠組み

- まず、障害児入所施設(※福祉型・医療型共通)において、すべての入所児童(※15歳以上)の移行支援を開始。
- **都道府県(政令市)が管内全体の移行調整の責任主体として、協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては、関係者（児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設等）の協力のもとで移行調整を進める。**（移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体(市町村)へ引継ぎ)

## 2. 移行先確保・施設整備のあり方

- 本人・保護者の状況等を踏まえ、家庭復帰やグループホーム等の地域への移行を積極的に検討されるべき。一方、専門的な手厚い支援が必要な者も多いことから、新たな整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討。
- 個々の施設の状況により、児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）や、児者併設（障害児入所施設を分割し一方を障害者支援施設とする）も一定期間での対応策の選択肢の一つ。ただし、児者それぞれに相応しい環境や支援・ケアの確保に対する留意や、地域のセーフティネットとしての児の定員のあり方を障害児福祉計画の改定等において改めて検討することが必要。
- 強度行動障害者のケアのための基盤整備は、ハード面だけでなくソフト（支援人材の育成）面も重要であり、令和6年度報酬改定に向けて別途検討を進める必要。

## 3. 移行支援のための新たな制度

- 15歳頃から、障害児入所施設職員（ソーシャルワーカー等※）が本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が、15歳頃（障害児施設入所中）から、成人としての生活への移行・定着までを、一貫して支援することを可能とする仕組みを設ける必要。
- また、障害児入所施設の措置・給付決定主体である都道府県等が、移行調整に必要となる相談支援・体験利用（グループホーム等）について、障害児入所施設の処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組みが必要。
- その際、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くなって強く顕在化し18歳での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、都道府県等の協議の場での判断を経て、22歳満了時まで移行せずに障害児入所施設への入所継続ができるよう制度的対応を図る必要。

成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続。

それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる。

# 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書概要版

# 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要詳細版①～

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

## 構成員

秋山 千枝子	あきやま子どもクリニック院長・小児科医	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
○有村 大士	日本社会事業大学 准教授	末光 茂	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長
市川 宏伸	(一社)日本発達障害ネットワーク 理事長	高橋 朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	田中 聡一郎	駒澤大学 准教授
小川 正洋	柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 教授	山川 雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長		
菊池 紀彦	三重大学 教授		

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)

## 障害児通所支援の利用の現状

- ◆ 平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆ 年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆ 一方、障害のある子どもにとって、児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、**安心感や自尊心等を育むことで持てる能力の発揮に着実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見ても大きな意義がある。

**障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要**

## 今後の検討に向けた基本的な考え方

- 障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。
- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でその子らしさが発揮**されるような支援が重要な役割。
  - ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
  - ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

## 1. 児童発達支援センターの在り方

### 【児童発達支援センターの中核機能について】

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、**地域の中核的な支援機関として以下のような役割・機能を担うべきものであることを制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。**
  - ① **幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能**
    - ・ 重度の障害や重複する障害のある児童や、要支援・要保護児童等の様々な課題を抱える障害児・家族に対応出来るよう、**多様な専門職の配置等により幅広い高度な専門性**を確保すること。
  - ② **地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能**
    - ・ 地域の事業所に対し、**専門性の高い支援を必要とする障害児等の支援に関して、アセスメントや個別支援計画作成、具体的支援方法等に関する専門的な助言**を行うこと。
  - ③ **地域のインクルージョン推進の中核機能**
    - ・ 地域における**インクルーシブな子育て支援を推進**するため、「保育所等訪問支援」として、**保育所等に対する障害児等の支援に関する専門的支援・助言**を行うこと。
  - ④ **地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能**
    - ・ 「気付き」の段階を含めた地域の多様な障害児等に対し、**発達支援に関する入口としての相談機能**を果たす。また、特定プログラムによる支援のニーズのある障害児に対する**多領域にまたがる支援内容全体のコーディネート機能**を果たすこと。
- 役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、**「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援事業」としての指定を併せて有することを原則とする**方向で検討していくことが必要と考えられる。
- 行政機関や地域の子育て関連機関、教育機関、社会的養護の関連機関、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等の関係機関との連携・協働が十分に行われるよう留意が必要。
- **出生前検査を受検後の妊婦やそのパートナーへのサポート体制**にも、児童発達支援センターの参画が求められている。
- 障害児通所支援の現状として、地域の中で、非連続な「点」としてそれぞれ独自に支援を行っており、地域資源として全体像が把握されず、多様な支援ニーズを有する障害児と各事業所とのコーディネートが適切になされていない課題がある。センターが役割・機能を総合的に果たすことにより、**地域資源が「面」として把握・コーディネートされ重層的に地域の体制が整備**されていくことが望まれる。

### 【福祉型と「医療型」の統合について】

平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化したが、センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通じた発達支援が十分できない現状を踏まえ、**障害種別に関わらず身近な地域に必要な発達支援が受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向に必要な制度等を手当。**

※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

## 2-1. 児童発達支援の役割・機能の在り方

- ガイドラインにおいて、4つの役割（本人支援・移行支援・家族支援・地域支援）を定めた上で、本人支援については5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）を行う、総合的な支援が定められてきた。特に本人支援は5領域をカバーする支援が本来の在り方として想定されている。
  - 児童発達支援の在り方としては、**5領域全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」（仮称）を基本型とする**方向で検討。
  - 特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合でも、**専門性の高い有効な発達支援（理学療法等）について「特定プログラム特化型」（仮称）**として位置付ける方向で検討。
    - ※一部の領域の支援のみに偏ることがないように、センター又は障害児相談支援事業所により、**個々の障害児に応じた支援の全体像のコーディネートが行われる仕組み**について検討。
    - ※支援の有効性を個々の機能の短期的改善に求めるのではなく、**その子の人生を通じたウェルビーイングの向上という観点を踏まえるべき。**子どもと家族を個々の機能の改善に追い立て、精神的負担になるようなことは避けるべき。
  - 見守りだけ、学習塾のような学習支援のみ、ピアノや絵画のみの指導等、**必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合等については、給付費の支給対象としない方向**で、運営基準等を検討。
    - ・ どのような内容が給付費の対象なのかの線引きについては、指導監査等において確認された現場の状況も踏まえ考え方を整理、検討する。
- 障害児の生活の主軸が、児童発達支援にある場合と、保育所や幼稚園等にある場合があるが、両者では、自ずと一日当たりの支援時間が大きく異なる。また、必要な発達支援を行うためのサービスであるが、親の就労を支える社会としていく観点から、就労により支援時間が長くならざるを得ない障害児が適切に発達支援を受けられるようにする必要がある。
  - ※障害特性や年齢等により、利用開始当初にごく短時間にならざるを得ない場合等を含め、必要な支援が行えなくなることがないように留意する必要がある。
- ガイドラインで示している児童発達支援の役割・支援内容など支援の根幹に関わる重要部分については、運営基準等に位置付けるとともに、それらが適切に果たされる報酬体系となるよう検討する。



## 2-2. 放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 「放課後等デイサービスガイドライン」は、学齢期の障害児の発達支援（本人支援）の内容が十分に示されていない面があり、**見直しが必要**。
  - 「児童発達支援ガイドライン」で示している本人支援における5領域は一定の共通性を持つと考えられる。その上で、対象が学童期・思春期である点も踏まえ、この時期の**発達支援に重要な要素である「自己肯定感」「達成感」「仲間形成」「孤立の防止」**などを盛り込む必要がある。
  - 支援の目的や支援内容について、**小学生（低学年）・小学生（高学年）・中学生・高校生の4段階にわけて検討**することが適当と考える。その上で、地域という単位の中で異年齢との関わりの大切さも考慮が必要。
  - 思春期等のそれぞれの発達段階での関わりの難しさ等を踏まえ、**家族への支援**をしっかりと位置付ける。
- ガイドラインにおいて、「①子どもの最善の利益の保障」、「②共生社会の実現に向けた後方支援」、「③保護者支援」の基本的役割のもと、「①自立支援と日常生活の充実のための活動」、「②創作活動」、「③地域交流の機会の提供」、「④余暇の提供」を複数組み合わせることを想定されている。**※ガイドライン創設時の議論では事業所単位では4つの基本活動の全てを行うこととされている。**
  - 放課後等デイサービスの在り方としては、多領域の支援をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく**「総合支援型」（仮称）を基本型とする方向**で検討。
  - 特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合でも、**専門性の高い有効な発達支援（理学療法等）について「特定プログラム特化型」（仮称）**として位置付ける方向で検討。
    - ※一部の領域の支援のみに偏ることがないように、センター又は障害児相談支援事業所により、**個々の障害児に応じた支援の全体像のコーディネートが行われる仕組み**について検討。
    - ※学童期・思春期という放課後等デイサービスの**対象年齢・発達段階に特有のプログラム**として考えられるものがあるかも合わせて検討。
  - 見守りだけ、学習塾のような学習支援のみ、ピアノや絵画のみの指導等、**必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合等については、給付費の支給対象としない方向**で、運営基準等を検討。
  - また、必要な発達支援を行うためのサービスであるが、親の就労を支える社会としていく観点から、就労により支援時間が長くならざるを得ない障害児が適切に発達支援を受けられるようにする必要がある。
- 対象については、**高校ではなく専修学校・各種学校へ通学している障害児**であって、障害の状態・発達段階や家庭環境等により**発達支援を必要とする市町村長が特に認める場合については、給付決定を行うことを可能**とする方向で、制度の詳細の検討を行う。
- ガイドラインで示している放課後等デイサービスの役割・支援内容など支援の根幹に関わる重要部分については、運営基準等に位置付けるとともに、それらが適切に果たされる報酬体系となるよう検討する。

## 3. インクルージョンの推進

- インクルージョンの推進に関する地域の中の役割分担・連携体制として、児童発達支援センターは、地域の中核機関として、地域全体の一般施策側の後方支援を進め、個々の事業所は、市町村や児童発達支援センター等と連携しつつ、自事業所に通所する個々の障害児について状態や希望を踏まえながら移行支援を行っていく。
- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、**保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討。**
- 併行通園等の実現に関しては、市町村には、保育所等の関係者に向けて、インクルージョン推進の意義と保育所等訪問支援の目的・内容、事業所による移行前後のサポートの状況や好事例などの理解・普及を図るなど、大きな役割が期待される。
- **保育所等訪問支援**については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、**支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等**を検討。
- **保育所等訪問支援の手引書について通知に引き上げる**と共に、同手引書において示している保育所等訪問支援の支援内容など支援の根幹に関わる重要部分について、運営基準等に位置付けるとともに、それらが適切に実施される報酬体系となるよう検討する必要がある。
- 保育所等訪問支援は、基本的に、併行通園等の経験のない保育所等の通所先においても、支援を実践しながら理解・展開・汎化し、適切な支援を行うための経験と力量を向上させることを想定している。このため、個々の支援対象施設等の状況を十分に踏まえつつ、**支援の終了の目安となる標準的な期間の在り方**についても検討すべきである。
- 児童発達支援等と保育所等で、**障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援**を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。なお、その際には、単に、子ども達と職員が混合することが目的なのではなく、障害児にも必要な支援が適切に行われつつ、子ども達が安心感の下に、遊びや活動を通じて互いを理解し、共に成長しあう状況が達成されなければならない。そのためには、まず職員やそれぞれの子ども達の保護者が互いに学び合うことの重要性を伝達していくことが欠かせない。

## 4. 障害児通所支援の給付決定の在り方について

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標（いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心）では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、**当該調査指標や、給付決定プロセスを見直しをしていく必要がある。**
- 特定プログラム特化型（仮称）の支援に関しては、個々の障害児について特定の領域のみではなく、**全体的な発達支援の必要性**を十分に勘案できるよう、児童発達支援センター。相談支援事業所が関与し、**複数事業所の併用等のコーディネート**を担うことを給付決定のプロセスに組み込む方向で検討。
- 相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする障害児又は保護者が必要な相談につながるようにするとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じた適切なモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用の徹底を進める必要がある。
- 給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、**市町村職員向けのガイドライン等の整備**も必要である。

## 5. 事業所指定の在り方について

- 事業所の指定（総量規制の判断）に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、**障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着眼した見込み方を検討。**
- 人口の分散状況等から、狭い圏域ではニーズがまとまらず、事業運営の安定性が確保できない地域も想定されるため、相対的に必要量が大きく充足しているサービスは、より狭い圏域での必要量を基に総量規制の判断を行い、必要量は少ないが充足していないサービスは、より広域での必要量を基に、事業所の誘致等を働きかける等、**複数の圏域を組み合わせて判断することを含め**、検討を深めるべきである。

## 6. その他（支援の質の向上等）

- **地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核**となり、
  - 地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、市町村や自立支援協議会との連携を図ること。その際には**地域の事業所が積極的に参画し、かつ価値を共有し協働で地域を創り上げていく姿勢**が大切である。
  - 障害福祉サービス全体において、**自己評価・利用者評価（保護者評価）の推進や、第三者による外部評価の推進方策が検討**されている。また、ガイドラインで設定された自己評価票・保護者評価票について、評価方法が任意とされているところ運営基準等での位置付けを見直すことが有効。
  - 事業所における自己評価・保護者評価の結果を集約し、事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所が互いの効果的な取組を学び合いながら良い支援の提供につなげてく。また、分析・検討の場には保護者の参画を検討するとともに、地域の関係者等の参画を検討し、事業所・利用者・関係者がチームとして協力しながら、事業所の質を高めるために具体的な仕組みの検討を進める。

## 7. 今後に向けて — 課題と視点 —

- 制度改正、次期障害児福祉計画策定、次期報酬改定等において、できる限り実現が図られるよう、必要な財源確保とあわせ、検討を進めるべきである。一方、「保育所等訪問支援の手引書」の通知への引き上げや「放課後等デイサービスのガイドライン」の改定などは、早期に着手する方向で検討。
- 障害児支援だけで「閉じて」考えるのではなく、子ども施策全体の一連の流れの中で考えるべきという意見も多数あった。具体的には、障害児支援の前の段階へのアクセスについて、障害のある子の学童期・思春期の発達の保障、また、保護者の就労支援をするためには、一般施策と共に更に総合的に検討を深める必要がある。各制度間の連携をさらに強化していく必要がある。
- 保育士や児童指導員等の人材について、事業所への定着を通じた専門性の強化を図り、キャリアアップを重ねていける仕組みの在り方について検討。
- 家族支援の観点から、レスパイトの確保は重要であり、親子関係の調整という観点からは親子での入所という形態も有効と考えられる、また、「きょうだい」の視点を含めて考えることも重要との指摘もあった。
- 今後の障害児通所支援の果たすべき役割と機能が明確化されるとともに、重層的に体制整備されることで、支援に携わっている者の課題の改善につながり、そのことで障害児と家族が地域で安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりが進むことが期待される。
- 障害児通所支援が子ども施策全体との連続性の中で、子ども家庭福祉として、各地域の中でその役割と責任を果たすことが、障害のある子どもと家族のウェルビーイングに繋がることを願い、幅広い提言を行った。
- 全国の子ども・障害児の支援者等が本人の最善の利益の実現に向けた支援をなお一層推進するとともに、各関係者が連携し、施策が着実に進むことを強く期待する。

# 障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて

## 1.障害児通所支援のあり方に関する検討会報告書の意義、提言と今後の対応

障害児通所支援については、平成24年度に、障害種別に関わらず身近な地域で支援を受けられることを目指し、児童発達支援や放課後等デイサービスを中心とする制度体系の骨格が形作られました。約10年が経過した現在は、児童発達支援は4・5倍、放課後等デイサービスは6・5倍（平成24年比）となりましたが、多様な主体が参入したことにより、適切な運営や支援の質の確保が課題となっています。

・これらを受け、2021年10月、厚生労働省に設置されていた「障害児通所支援の在り方に関する検討会」（柏女霊峰座長）が報告書（以下「報告書」）を公表しました。報告書はその冒頭で、「子ども時代に、障害の有無にかかわらず子どもたちが共に過ごす環境を増やしていくことは、共生社会の礎として非常に重要であるが、障害のある子どものソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）が十分に進展してきたとは必ずしも言えない状況にある」と述べています。

## 障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて

- 障害のある子どもを含めたすべての子どもたちの豊かな放課後生活保障が求められています。報告書では、障害児通所支援の課題とその克服方策について多彩な観点から提言がなされていますが、その際は、いわゆる後方支援としての障害児通所支援のあり方を基本に据えていくことが必要とされます。提示された事項で報酬改定を待たずにできる事項については、令和4年度児童福祉法等一部改正法案に盛り込まれています。
- 例えば、児童発達支援センターの役割、機能の強化、センター並びに障害児通所支援における福祉型と医療型の一元化、放課後等デイサービス利用児童に専修学校等に就学する障害児のうち市町村が認める児童を加えること、いわゆる障害児入所施設における過齡児対策のため都道府県等の役割を明確化するとともに、必要な場合には22歳満了時までの入所継続を可能とすることなどがそれに該当します。いずれも、関係者からの要望や合意も調整が得られた事項の法定化となります。なお、本改正法の施行は原則として令和6年度からであり、それまでに次期報酬改定が行われることとなっているので、その場で必要な対応が図られていくことになるかと思えます。

# 障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて

## 2.障害児通所支援に関する提言、インクルージョンの実現に向けて

- 児童発達支援については、現在は支援内容や提供時間がさまざまであることから、5領域をカバーしたうえで重点を置く内容を決める「総合支援型」（仮称）と、理学療法等の「特定プログラム型」（仮称）とに分けた位置づけの必要性を提示しました。これらを実現するには、今後、指定基準や報酬体系の見直しが必要になります。次期報酬改定に向け、発達支援の類型に応じた人員基準・報酬のあり方を検討し、支援時間の長短(親の就労対応も含む)が適切に評価されるよう検討する必要がありますし、発達支援としてふさわしいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しが行われる必要があります。
- また、放課後等デイサービスについては、報告書では「児童発達支援より多く、相応しくないと考えられる支援等が行われている」という指摘が寄せられている」と述べ、児童発達支援同様その類型化を図るとともに、放課後等デイサービスガイドラインの全体的な見直しも必要とされるでしょう。

# 障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて

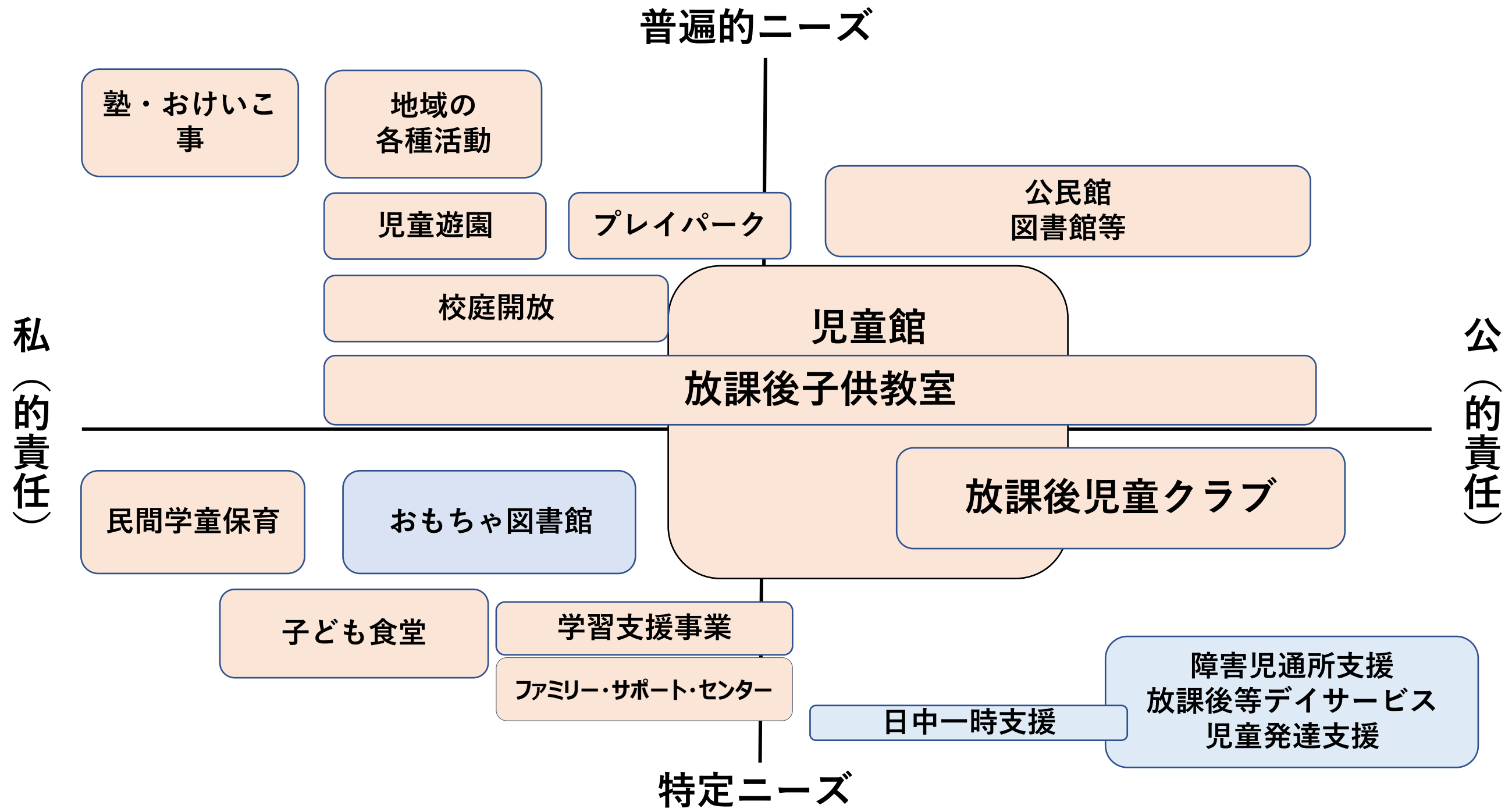
## 2.障害児通所支援に関する提言、インクルージョンの実現に向けて

- ・インクルージョンの推進も必要です。児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、保育所、放課後児童クラブ等への移行支援が進むよう標準的手法の提起や報酬上の評価を検討するとともに、保育所等訪問支援についても、さらなる報酬上の評価が必要としています。また、今後は、提言にもあるように、今後の人口減少社会を見据え、保育所等と児童発達支援等で一体的な支援を行うことのできる制度の検討も必要とされるでしょう。

- ・**図1**は、子どもたちの放課後生活保障を図るための育ちの場について試案として整理したものです。縦軸はニーズ面(すべての子どもに必要な普遍的ニーズと親の就労や障害児支援など特定のニーズの軸)、横軸は主たる責任の所在(公的責任と私的責任の軸)に着目して作成しました。整理はやや乱暴に行いました。



【図1】



## 障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて

- 今後、すべての子どもたちのために用意されている児童館や放課後子供教室、プレイパーク、放課後児童クラブなどを、障害のある子どもたちの育ちの場としていくインクルージョンを進めていくことが必要とされます。障害を持つ子どもたちの豊かな放課後生活を保障するために子どもたちの多様な育ちの場を整備し、専門性の高い障害児支援が、障害のある子どもたちの個別支援として後方支援できる体制整備が必要と思います。

# 障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて

## 3.事業者に対する期待

- 今後の事業者の対応については、今後の動向を踏まえ、さらに適切な運営を求めて、それぞれの事業者のミッションをしっかりと議論してほしいと思います。私が経営に参画する保育・学童関係事業所でも、今年度から保育所等訪問支援事業を開始しました。保育・学童事業所としてインクルージョンを積極的に推進すべきとのミッションからです。
- 現在、保育所や放課後児童クラブ等との連携はしていても、個別ケースを検討するケア会議を実施している事業所は半数にとどまっていることも指摘されています。こうした事業所では、ケア会議を行うようにすることなども大切なことと思います。今後、各事業所がどのような類型を目指すかといった方針検討も必要になるかとは思いますが、その際も、子どもに何を提供することが自分たちの強みであるかを確認するとともに、子どもたちや保護者、社会のためになるのかを含めてしっかりと議論する必要があると思います。

## • 文献

- 柏女霊峰(2021)「障害のある子どもの豊かな放課後生活保障に向けて」『手をつなぐ』全国手をつなぐ育成会連合会 pp.24-25

# 検討会に込めた思い

## 私の検討会での最終回発言の一部紹介

- 「(前略)私は十数年前に、初めて障害児支援を本格的に取り上げた検討会で座長を経験させていただきました。そのときに、児童相談所時代に障害を持った子どもたちやその保護者の方々と関わって感じていた2つのことを、何とか実現したいと思いました。
- 1つは、障害を持った子どもたちの保護者の方は、何とたくさんのことを我慢し諦めてきたのだらうかということです。当時は、仕事をしていた方もおやめになったり、ママさんバレーもやめたりした方も何人もいらっしゃいました。2つ目には、障害のある子どもが生きている時の流れと感じている世界は、定型発達の子どものみならず大人も経験すべきだと、あるいは、それらの方々の人生にも必要だと思ったことの2つです。
- 障害のある子どももその親も、当たり前前に生きられる社会をぜひつくっていききたいという思いで、その後の、障害児支援あり方検討会、障害児入所施設あり方検討会、障害児通所支援あり方検討会等に臨んできました。時は流れて、サービスは進んできていますが、まだ、我慢や諦め、あるいは、子どもたちのインクルージョンも進んでいないところがあるのではないかと思っています(中略)。ぜひ、保育サービス、障害児支援サービス、通所支援サービス、さらには児童館等々の放課後児童対策、これらの全てが整合性を持って、全ての子どもと親が当たり前前に生きていける社会をつくっていくための礎となつてほしいと感じています。(後略)」

# 文献

- 柏女霊峰.(2017).『これからの子ども・子育て支援を考える—共生社会の創出をめざして』 ミネルヴァ書房
- 柏女霊峰.(2019a).『子ども家庭福祉学序説—実践論からのアプローチ』 誠信書房
- 柏女霊峰.(2019b).『平成期の子ども家庭福祉—政策立案の内側からの提言』 生活書院
- 柏女霊峰編.(2020).『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性』 福村出版
- 柏女霊峰 (2022) 『子ども家庭福祉論[第7版]』 誠信書房
- 柏女霊峰・橋本真紀編(2011)『保育相談支援』 ミネルヴァ書房
- 柏女霊峰(2018)「全国保育士協議会倫理綱領ガイドブック（三訂版）の活用を願う」  
柏女霊峰監修・独立行政法人国立病院機構全国保育士協議会倫理綱領ガイドブック  
三訂版作成委員会編『三訂版・医療現場の保育士と障がい児者の生活支援』 生活書院
- ミルトン・メイヤロフ著・田村真・向野宣之訳(1989)『ケアの本質—生きることの意味』 ゆみる出版
- 柏女霊峰(2022)「障害児通所支援事業所の適切な運営に向けて」  
『WAM』 2022年5月号 全国福祉医療機構
- 厚生労働省(2022) 『障害児支援関係行政説明資料』